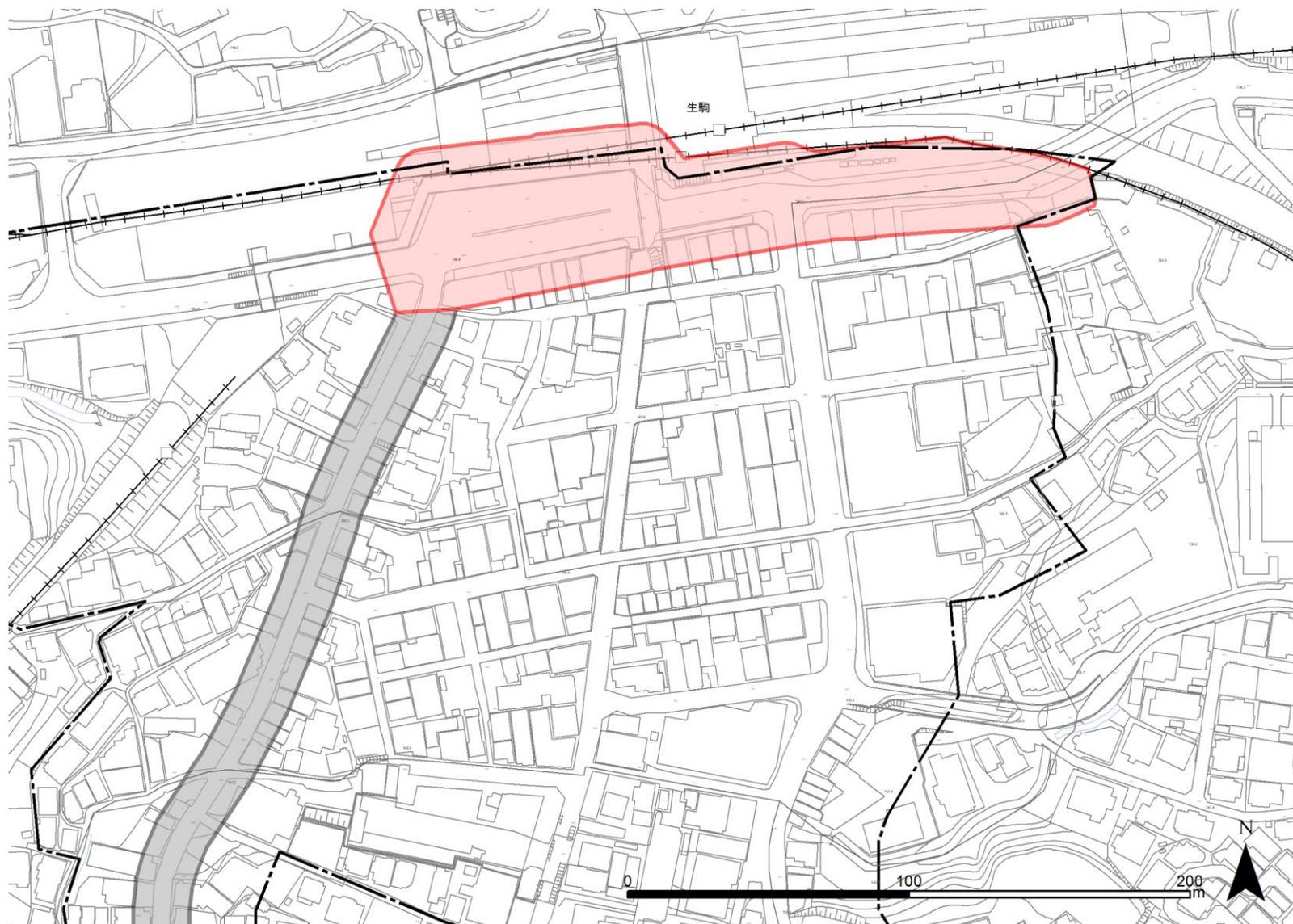




その他案件（1）

生駒市景観計画の改定(生駒駅
前南口地区)について〈報告〉

生駒駅前南口地区



生駒駅前南口地区

● これまでの取組み

令和7年7月

屋外広告物に関する調査

令和7年9月～

建物所有者への事業概要の説明、意向ヒアリング

方針案、基準案の検討

景観まちづくり相談での報告・相談

生駒駅前南口地区

● 良好な景観の形成に関する方針

生駒市の玄関口にふさわしく、統一感のあるシンプルで洗練された街並みを形成します。

建物の形態に配慮することで、生駒山や矢田丘陵への眺望を守ります。

街のにぎわいが印象的で、歩いて楽しくなる街並みを形成します。



生駒駅前南口地区

● 景観形成基準案（一部抜粋）

生駒駅南側歩行者デッキから見える生駒山の緑の稜線への眺望を遮らないように配慮すること。

にぎわいの創出に配慮した配置とすること。

屋上広告物及び突出広告物については、新設、増設を控え、生駒駅南側歩行者デッキから見える緑の稜線への眺望に配慮すること。

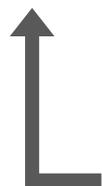
ネオン管、点滅広告、映像装置（デジタルサイネージ等）の設置を控えること。ただし、アーケードより下に設置する場合を除く。

生駒駅前南口地区

● 色彩に関する景観形成基準案

市街地景観区域の商業系と同じ基準とする。

ただし、強調色は各立面の面積の $1/10$ の面積まで使用可。



建築物に取り付けられた広告物も色彩の規制がかかる。

$1/5$ では、強調色を使用した大規模な広告物も掲出できてしまう。

届出対象行為

項目	生駒駅南口宝山寺参道沿道地区			生駒駅前南口地区
	宝山寺参道沿道区間	仲之町参道区域	南口駅前参道区間	
建築物の新築 又は移転	すべての建築物			
建築物の増築 又は改築	行為に係る建築面積が10㎡			行為に係る建築面積 が5㎡
建築物の 外観の変更	行為に係る面積が10㎡			行為に係る面積 が5㎡
工作物の新築 又は移転	すべての工作物 (塀、垣、柵、門柱又は門扉については参道側に設置されるもの)			すべての工作物
工作物の増築 又は改築	行為に係る築造面積が10㎡			
工作物の 外観の変更	行為に係る面積が10㎡			
開発行為	行為地の面積500㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは のり面の高さが2mかつ長さ10m			
土地の開墾、土石の採 取、鉱物の掘採その他 の土地の形質の変更 (開発行為を除く。)	行為地の面積500㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは のり面の高さが2mかつ長さ10m			
屋外における土石、廃 棄物、再生資源その他 の物件の堆積	行為地の面積500㎡又は物件の堆積の高さが2m			